

# 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 市原市五井9093番地3  
氏名 みどり産業株式会社  
代表取締役 津根 頼行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、  
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証する。

市原市長 小出 讓治



1 許可番号 第 A - 6  
2 許可年月日 令和 2年 4月 1日  
3 許可期限 令和 4年 3月 31日

複写無効

4 事業の範囲

- 処理区分  
収集運搬業
- 取扱廃棄物の種類  
一般廃棄物（ごみ）
- 事業の区域

ア 収集区域

市原市行政区域

イ 搬入先

市処理施設及び市長の指定する施設へ搬入

5 事業の用に供するすべての施設

別紙1のとおり

6 許可条件

- 当該車両には、別紙2のと通りの指定車両番号等を記入すること。
- その他市長が必要と認める指示事項については、これを遵守すること。

7 許可の更新・変更等の状況

昭和51年 1月20日 新規許可

令和 2年 4月 1日 更新許可

別紙 1 (みどり産業)

事業の用に供するすべての施設

車両登録番号	形状	積載量 (kg)	指定車両番号
袖ヶ浦 800 あ 2104	塵芥車	2,650	4
袖ヶ浦 800 あ 1639	塵芥車	3,000	19
袖ヶ浦 800 あ 1629	塵芥車	1,700	21
袖ヶ浦 400 あ 599	キャブオーバ	2,000	22
袖ヶ浦 800 あ 699	塵芥車	2,100	23
袖ヶ浦 800 あ 541	塵芥車	1,700	24
袖ヶ浦 830 あ 959	塵芥車	1,900	25
袖ヶ浦 800 あ 1899	塵芥車	1,500	31
袖ヶ浦 800 あ 1648	塵芥車	3,000	52
袖ヶ浦 800 あ 1865	塵芥車	2,950	53
袖ヶ浦 800 あ 1206	塵芥車	2,150	59
袖ヶ浦 800 あ 1571	塵芥車	1,400	65
袖ヶ浦 800 あ 1033	塵芥車	2,100	83
袖ヶ浦 800 あ 1847	塵芥車	3,100	(食品リサイクル車)
袖ヶ浦 800 あ 1172	冷蔵冷凍車	3,050	(食品リサイクル車)
袖ヶ浦 800 あ 1205	塵芥車	2,950	(食品リサイクル車)
袖ヶ浦 800 あ 2067	塵芥車	3,050	(食品リサイクル車)



一般廃棄物処理業許可車両の表示方法

- 1 表示は、「一般廃棄物処理業 市原市指定No.〇〇」とする。
- 2 文字は、白地に黒で記入する。
- 3 字体はゴシック体で、文字の大きさは縦7cm・横6cmとする。
- 4 ドアの左右に表示すること。
- 5 車体の左右に社名を表示すること。
- 6 表示は、塗装又は耐久性及び強度が確保される粘着テープ（シール）仕様とする。

(例)

